

長期履修制度について

長期履修制度は、仕事などと両立しながら学業にじっくりと取り組みたい方に配慮した制度です。

通常の修業年限（標準修業年限）は修士課程の場合2年間です。この制度を適用した場合、通常の修業年限を修士課程の場合は「3年」または「4年」のいずれかを選択し、授業料を分納することが可能となりますので、1年度あたりの学費負担を軽減させることができます。

授業料は前期と後期に分けることも、年額で納入することも可能です。

長期履修制度を希望される場合は、長期履修期間中の履修や研究方法等について、あらかじめ研究指導教員にご相談してください。

【対象学生】

次のいずれかに該当する者で、標準修業年限内で就学が困難な事情にある者が対象になります。

1. 職業を有し、就業している者
2. 家事、育児、介護等に従事している者
3. その他相当の理由があると認められる者

申請手続きに関する内容は、入学年度の学生募集要項等でご確認願います。